

建築基準法関係手数料

令和7年4月1日～
諏訪市都市計画課

建築確認申請、完了検査手数料

建築物

区分 (床面積の合計)	特例の 有無	確認申請 審査	完了検査	確認申請審査に加算	
				建築物省エネ法 仕様基準審査 (一戸建ての住宅)	建築物省エネ法 仕様基準審査 (共同住宅、長屋等)
30㎡以内	有	¥6,000	¥13,000	A < 200㎡ ¥14,000	A < 300㎡ ¥30,000
	無	¥10,000	¥15,000		
30㎡超え 100㎡以内	有	¥11,000	¥15,000		
	無	¥16,000	¥21,000		
100㎡超え 200㎡以内	有	¥16,000	¥20,000	200㎡ ≦ A ¥15,000	300㎡ ≦ A ¥52,000
	無	¥27,000	¥26,000		
200㎡超え 500㎡以内	有	¥27,000	¥26,000		
	無	¥51,000	¥38,000		
500㎡超え	有	¥43,000	¥44,000		
	無	¥67,000	¥64,000		

※計画変更、移転、大規模の修繕・模様替え、用途変更の場合は、当該部分の床面積の1/2（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）を手数料の算定床面積とする。

建築設備

区分 (1件につき)	確認申請 審査	計画変更 確認審査	完了検査
小荷物専用昇降機	¥9,000	¥5,000	¥11,000
上記以外	¥12,000	¥9,000	¥19,000

工作物

区分 (1件につき)	確認申請 審査	計画変更 確認審査	完了検査
工作物	¥12,000	¥7,000	¥14,000

認定等申請手数料

対象条文	手数料（1件につき）	
仮使用認定（第7条の6第1項第1号）		¥120,000
接道規制特例認定（法第43条第2項第1号）		¥28,000
仮設建築物建築許可（法第85条第6項）	許可期間が1月以内のもの	¥61,000
	許可期間が1月を超えるもの	¥120,000
一団地の建築物の特例認定（法第86条第1項）	建築物の数が1又は2の場合	¥80,000
	2を超える建築物の数につき	¥28,000
連担建築物の特例認定（法第86条第2項）	建築物（既存建築物を除く）の数が1場合	¥80,000
	1を超える建築物の数につき	¥28,000
一敷地内以外の建築物の建築認定 （法第86条の2第1項）	新築又は増築等に係る建築物の数が1の場合	¥80,000
	1を超える建築物の数につき	¥28,000
複数建築物の許認可の取り消し（法第86条の5第1項）		¥6,500
	現に存する建築物の数につき	¥12,000
全体計画認定（法第86条の8第1項、法第87条の2第1項）	法第6条第1項第3号に該当する建築物	¥28,000
	上記以外	¥120,000
用途変更建築物使用許可（法第87条の3第6項）	許可期間が1月以内のもの	¥61,000
	許可期間が1月を超えるもの	¥120,000
大規模修繕又は大規模模様替に関する制限の適用除外に係る認定 （令137条の12第6項又は第7項）		¥28,000

※諏訪市で審査を行うものは法第6条第1項第2号の一部（地階除く階数3以上、延面積300㎡超又は高さ16m超除く木造建築物に限る）及び第3号の建築物に限りです。

※諏訪市による審査の場合は窓口にて専用納付書を発行します。納付書を受け取った後、会計窓口にて手数料を納付してください。県本庁・諏訪建設事務所の審査の場合は、長野県収入証紙を添付していただくこととなります。この場合の手数料については、所管行政庁である長野県にご確認ください。